

大分大学教育マネジメント機構研究倫理審査委員会細則

令和5年4月20日制定

令和5年教育マネジメント機構細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第10条の規定により、大分大学教育マネジメント機構（以下「本機構」という。）に、本機構の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本機構の職員（以下「研究者」という。）から申請があった場合において審査を行うために設置する、大分大学教育マネジメント機構研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審査)

第2条 委員会は、研究者から申請のあった法令等に基づく手続が必要な研究（人を対象とする生命科学・医学系研究を除く。以下「研究」という。）について、倫理的及び科学的観点から審査する。

2 前項に定めるもののほか、機構長の諮問により、倫理に関する重要事項について審査する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する学長特命補佐又は学長補佐
- (2) 本機構の教員 若干人
- (3) その他機構長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号の委員は、審査の申請があった場合において、機構長が当該事案ごとに指名する。

(任期)

第4条 前条第2項に規定する委員の任期は、機構長がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(議事の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、第9条第5項の規定を準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなけ

ればならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員会による審査)

第9条 委員会における審査を希望する研究者は、別に定める申請書により、機構長に審査を申請するものとする。

- 2 機構長は、前項の審査を受け付けた場合は、委員会に当該審査を付託するものとする。
- 3 第1項の規定により審査の申請のあった研究について、委員会が人を対象とする生命科学・医学系研究に該当すると認める場合は、機構長を経て医学部長に審査を依頼し、当該審査を大分大学医学部倫理委員会に移送するものとする。
- 4 委員会は、申請を行った研究者（以下「申請者」という。）を会議に出席させ、申請内容等について説明又は意見を求めることができる。
- 5 審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。この場合において、当該審査に係る研究に自ら携わる委員は、当該審査の判定に加わることはできない。
 - (1) 承認
 - (2) 修正の上で承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 既承認事項の取消し（研究の中止又は中断を含む。）
 - (6) 非該当
- 6 委員会は、審査を行うに当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の人権の擁護
 - (2) 被験者に理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 研究によって生ずる被験者への不利益及び危険性並びに貢献の予測
 - (4) 研究に係る利益相反
- 7 委員会が必要と認める場合は、被験者の人権の擁護に留意の上、当該審査結果を関係者の同意を得て公表することができる。

(審査結果の報告及び通知)

第10条 委員会は、審査の判定について、審査終了後速やかに、別に定める審査結果報告書により、機構長に報告しなければならない。

- 2 機構長は、委員会からの報告を踏まえ、審査の判定について、別に定める審査結果通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知に当たり、審査の判定が、前条第5項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その理由等を併せて通知するものとする。

(再審査)

第11条 申請者は、審査の結果に異議がある場合は、前条第2項の通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、機構長に再審査を申請することができる。

- 2 再審査の申請を行う場合は、異議の根拠となる資料を添えた上、別に定める再審査申請書を

機構長に提出しなければならない。

- 3 再審査の手續等については、前二条の規定を準用する。この場合における報告及び通知は、別に定める再審査結果報告書及び再審査結果通知書によるものとする。

(記録の提出及び保存)

第12条 委員会が必要と認めるときは、研究の記録の提出を求めることがある。

- 2 前項の記録は、研究者が保存し、その保存期間は10年とする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月20日から施行する。